

地域生活支援拠点とは

【概要】

国の基本指針において、障害者の重度化・家族の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための五つの機能（相談支援、一人暮らしの体験の機会・場の提供、短期入所を活用した緊急時の受入れ・対応、医療的ケアなどの専門的人材の確保・養成、関係機関の連携による地域の体制づくり）を有した拠点を整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。



【整備手法】

機能を集約した多機能拠点整備型と、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型があるが、地域の実情に応じて整備を行う。



機能を集約した施設等が無い本区では面的整備型を基本に整備を進める。

地域生活支援拠点に必要な機能

機能	基本的な考え方
相談	障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所などにコーディネーターを配置し、緊急時の支援を必要とする家庭と常時の連絡体制を確保し、サービスのコーディネーターや必要な相談支援等を行う。
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用し、障害者の状態変化や介護者の急病などの緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う。
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立などに当たって、共同生活援助の利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する。
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な障害者等や重度化した障害者等などに対して、専門的な対応ができる体制を確保し、専門的な対応ができる人材の養成を行う。
地域の体制づくり	障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所などにコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、関係機関の連携体制を構築する。

文京区の課題について

- 障害者の重度化やその家族の高齢化により、区内全体の相談件数が増えており、今後の増加に対応できる体制を作る必要がある。
- 障害者・児実態調査(H28年度実施)では、「相談支援事業を今後利用したい」が21.4%あり、相談に対する需要が比較的高い。(障害別では、精神障害で35.7%と一番高い)
- 精神障害者の手帳所持者や障害福祉サービス利用者が増えており、精神障害者を支援する体制をさらに充実させる必要がある。
- 単身者及び核家族のケースが増えており、日常の見守り及び緊急時の支援体制の構築が必要である。
- 障害者だけでなく高齢者や子どもなどの家族にも問題がある困難ケースが増えており、関係機関との連携がより重要となっている。
- 区内の短期入所事業所はリアン文京だけであり、緊急時に受け入れ可能な事業所が不足している。
- 緊急時に区や医療機関などの関係機関と連絡調整ができるコーディネーターが不足している。

地域生活支援拠点の整備計画

令和元年度～令和4年度までの4年間の計画で地域生活支援拠点を整備する。

1 地域連携調整員の配置

- ①介護保険における日常生活圏域に則り、区を4地区(富坂、大塚、本富士、駒込)に分割する。
- ②4地区の拠点は、サポートセンターいちょう(本富士地区)、エナジーハウス(駒込地区)、あかり(富坂地区)、障害者基幹相談支援センター分室(大塚地区)とする。
- ③各拠点の地域連携調整員は、障害者基幹相談支援センターに派遣し半年から1年間の研修を行った後、各拠点に配置される。その間、センターでの相談ケースを担当し、配置後は各拠点のケースとする。
- ④毎年1拠点1名ずつ派遣研修を行い、4年で終了する。
- ⑤地域連携調整員が配置され、4地区拠点が開設された後、障害者基幹相談支援センターは各拠点を支援し、まとめ役を担う。

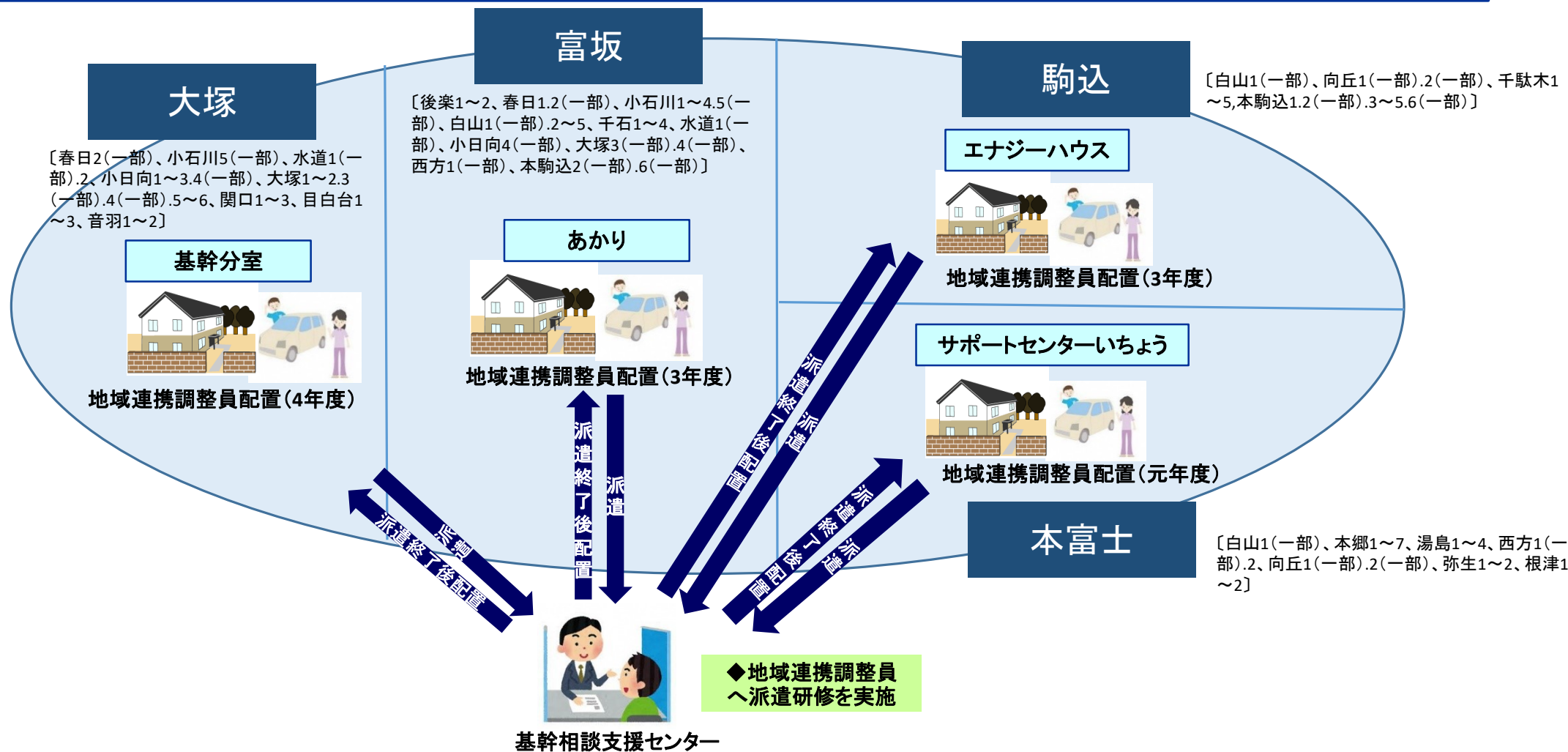
2 地域連携調整員の業務

- ①一般相談と必要に応じた生活支援であり、特に単身又は核家族との連絡体制を確保する。
- ②区及び障害福祉サービス事業所、高齢者あんしん相談センター、医療機関などとの連携体制を構築する。
- ③緊急時には、障害者基幹相談支援センターと連携し、医療機関などへの連絡を行い、短期入所や入院などの支援を行う。
- ④生活体験が必要である者に対して、区及び障害福祉サービス事業者との調整を行い共同生活援助などのサービスに繋げる。

3 その他

- ①地域生活支援拠点の課題などを検討し方針を決め、また専門的人材の確保・養成を検討する場として、自立支援協議会を活用する。
- ②障害者基幹相談支援センターは、原則として困難ケースの対応などを行うとともに、各拠点を支援し、まとめ役を担う。

文京区地域生活支援拠点の整備イメージ



《地域生活支援拠点の整備(令和元年度~令和4年度)について》

4地区(本富士、駒込、富坂、大塚)の拠点となる事業所に地域連携調整員を配置し、①一般相談及び生活支援、②各地区の社会資源(障害福祉サービス事業所、高齢者あんしん相談センター、医療機関等)との連携体制の構築等を行う。

なお、各拠点の地域連携調整員は、障害者基幹相談支援センターに派遣し、半年から1年間研修を受けた後に各拠点に配置される。その後、障害者基幹相談支援センターで担当したケースを拠点のケースとして支援する。

令和元年度は、現在、核となる一般相談支援事業所がない本富士地区において、サポートセンターいちようの相談支援体制確保等について優先的に整備を行う。

また、「緊急時の受入れ」の充実に向け、自立支援協議会で検討し、主に精神障害者を受け入れる短期入所を整備する。

各地区の拠点整備イメージ

【本富士地区の例】

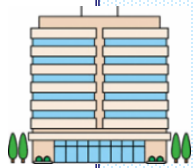
本富士



グループホーム



障害福祉サービス事業所(居宅介護等)



文京区役所



障害者基幹相談支援センター

助言

本富士生活あんしん拠点



地域連携調整員

相談

対応



障害者・家族等



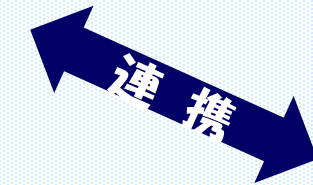
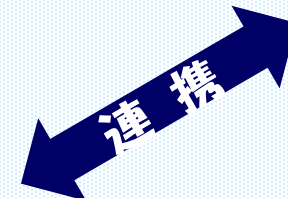
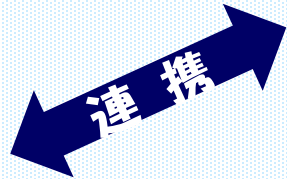
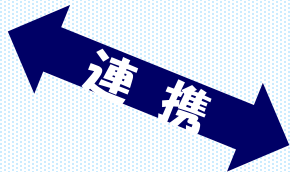
医療機関



ショートステイ



高齢者あんしん相談センター



障害のある方やそのご家族へ



困ったなあ・・・

話を聞いてほしいわ・・・



本富士地区にお住まいで悩みやお困りごとがある方に対して、関係機関と連携してサポートを行います。

それが「**本富士生活あんしん拠点**」です。

○障害のある方やご家族のご相談を受けて、適切な支援を行います。

〔相談例〕 家族と上手くいかない。ひとりぼっちで心細い
親が亡くなった後、将来が不安。
近所付き合いで悩んでいる。
近所で長期間見かけなくなった人がいて気になっている。
住む所が見つからない。



まずは、**03-3868-3033** にお電話ください。
メールやFAX、お越しただいてのご相談もお受けしています。
拠点にはサロンスペースもあります。ご相談に限らず、お気軽にご利用ください。（所在地などは裏面にあります）



適切な支援につなげて
もらうことができた

家から近い場所で
相談ができて安心



本富士地区にお住まいの方、お待ちしております！

※「本富士生活あんしん拠点」は、本富士地区地域生活支援拠点の愛称で

「本富士生活あんしん拠点」は、 障害のある方が住みやすい地域づくりに努めます。

「本富士生活あんしん拠点」は、障害のある方が住み慣れた地域で生活を続けるために、障害のある方やご家族の生活を地域全体で支える、サービス提供体制を構築することを目指す機関です。
拠点の地域連携調整員（コーディネーター）は、次のことを行います。

- ①障害のある方及びそのご家族のご相談に応じて、障害者基幹相談支援センター・障害福祉サービス事業所・医療機関・区役所などを繋ぐ仕事をします。
- ②地域の方々に障害や病気について理解の促進や、障害のある方が住める住居の確保に努めます。

この事業は、文京区が社会福祉法人等に委託して実施しております。

【文京区の4圏域】



- 順次、各圏域において地域生活支援拠点の整備を行うこととしており、令和元年度から本富士地区の整備を開始しています。



本富士地区

白山1丁目3・4・9・10・15、本郷1～7丁目、湯島1～4丁目、西片1丁目1～18・20、西片2丁目、向丘1丁目1～6・16～20、向丘2丁目1～10・11（1-5）・13（8-21）、弥生1～2丁目、根津1～2丁目

本富士生活あんしん拠点（本富士地区地域生活支援拠点）

開所日：月～金曜日（土曜、日曜、祝日、年末年始は休業）

開所時間：午前10時～午後5時30分

所在地：文京区本郷二丁目21番3号 青木ビル1階

TEL: 03-3868-3033 FAX: 03-3868-3039

メールアドレス: motofuji@kyoten-bunkyo.jp